

令和7年度 第1回瑞浪市文化財審議会 会議録

■日 時：6月17日（火）13時30分から16時30分まで

■場 所：瑞浪市役所4階 全員協議会室、大湫観音堂（大湫町）

■出席者：青木本吉、小木曾健夫、小倉明人、澤井計宏、三戸憲和、柴田明芳
渡邊敏博

欠席者：小栗幸江、小栗 茂

事務局：水野光二（市長）、水野義康（課長）、安藤佑介、河野和弘

■委嘱状交付

水野市長より各委員へ委嘱状の交付が行われた。

■あいさつ

水野市長よりあいさつがなされた（内容は省略）。

過半数委員の出席による会議成立の宣言があった。

■審議事項

（1）会長選出

事務局：任期最初の委員会ということで、会長の選出についてお諮りします。
瑞浪市文化財保護条例第16条では、委員の互選により定めることとなっており、どなたか推薦または立候補があれば発言をお願いします。

【特に推薦や立候補は無し】

事務局：今回の任期では、委員の変更がなく前年度までと同じメンバーに委員を委嘱しているため、前年度まで会長を務められた柴田委員に引き続きお願いしたいと考えています。皆様いかがでしょうか。

【柴田委員が会長を務めることに意義なしの意見が相次ぎ、柴田委員が会長に選出された】

事務局：ありがとうございます。同じく条例第16条では会長が職務代理者を指名することとなっておりますので、ご指名をお願いします。

会 長：今回の任期も前年度まで職務代理者を務められた小木曾委員に引き続きお願いしたい。

【小木曾委員が職務代理者を務めることが決定した】

■報告事項

（1）令和6年度文化財関連事業報告について

【事務局より、資料3を用いて令和6年度の事業報告がなされた】

【意見や質問は無し】

(2) 令和7年度文化財関連事業計画について

【事務局より、資料4を用いて令和7年度の事業について説明がなされた】

委員：ヒトツバタゴ自生地 of 樹木伐採に関して、6月6日に事務局と三戸委員、岐阜県文化伝承課の天然記念物担当者とともに現地で文化庁の調査官から指導を受けた。日照の関係で東側のみ枝が伸長し、主幹も傾いているヒトツバタゴを確認したため、ロープなどで反対方向へ支える対策を指導された。また、あわせて釜戸ハナノキ自生地についても指導を受けた。現地で新芽を複数確認することができたものの、周辺で笹の育成も認められたため、自生地内への侵食が危惧された。笹の生育範囲は草刈りを継続する必要があるとの指導を受けたため、釜戸財産区の代表者にも連絡し指導内容を情報共有した。

事務局：現地指導では、樹木伐採時の留意点や幼木の保護に関するポイント等もについても意見をいただくことができました。今後は造園業者や専門家の意見を伺いながら契約手続きを行います。

委員：陶磁資料館収蔵庫の燻蒸業務について、最近主要な燻蒸ガスであるエキヒュームが販売終了となった。今後の虫菌害対策に関する考えをお伺いする。

事務局：他の博物館や美術館でも今後の燻蒸業務をどのように実施すべきか対応を模索中であるという話を聞いています。薬剤の使用に規制が強まる中、できる限り薬剤に頼らずこまめな清掃や点検、メンテナンスの記録作成といった文化財IPMの考えに基づく防除対策を進めていかなければならないと考えます。

委員：今後の防除対策は文化財IPMの考え方で実施していく必要があると思うが、既に発生しているカビに対しては、一度発生してしまうと根絶が困難であり、対処にも高額な費用がかかる。既に生物被害に遭った資料等については、特に費用面に注意して対策を検討してほしい。

事務局：承知しました。

■その他

委員：深沢峡のシャクナゲ自生地について、近年自生に関する情報がない。今後も文化財として保護すべきかどうか判断するため、5月8日に事務局の安藤主査とともに現地確認を行った。シャクナゲを確認することはできなかったが、日当たりと土壌中の水分量は十分であり、自生地としての条件は整っている。何らかのきっかけによりシャクナゲが再び生育する可能性は十分あるため、結論を急がず、今後も自生地として保護することが望ましい。なお、近隣の市指定文化財であるクマガイソウ自生地についても、今後現地確認を行う予定である。

【特に意見や質問は無し】

■審議事項

（２）文化財の指定について

【資料１、資料２を用いて、事務局から大湫観音堂について説明がなされた】

【特に意見や質問は無し】

会 長：それでは他に意見等も無いようなので、現地視察に向かい、視察後は
現地にて散会とする。

（３）現地視察（大湫観音堂）

申請者である宗昌寺住職の松浦貴秀氏及び先代住職の松浦大哲氏、中山道観光ボランティアガイドの解説を受けながら、観音堂の内部や三十三所観音菩薩像、境内の石造物群の見学を行った。

下記の理由から石造物群を取り囲むように築造された石垣まで保護の対象とすべきという意見が委員から出された。また、三十三所観音菩薩像の文化財的な価値について、仏像研究の専門家の指導を仰ぐべきとの意見も委員から出された。石垣保護の是非とあわせ、本件は継続審議とした。

<石垣まで保護対象とすべき理由>

- ①堂宇が現在地へ移転した享保６年（1721）ごろの築造とみられ、地震・風雨等の自然環境の中でも損傷や改変がみられず、安定した構造を約 300 年間保持し続けているため。
- ②加工・積み上げなど築造工程に近世城郭と同様の高度な技術（切込接（きりこみはぎ）、乱積）が用いられている。①の耐震性や強度を考慮すると石造物群の造立以上に多額の費用がかけられたことが推定されるため。

【散会】